

評 価 点 の 算 定 方 法

特別簡易型(Ⅱ)[県内外型]登録基幹技能者なし

評 価 項 目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定 当該発注工事と同一業種の過去の工事成績評定点(共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上)の平均値(小数点以下第2位四捨五入)により評価する。 評価の対象は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までに竣工した茨城県土木部発注の1千万円以上の鋼構造物工事の評定点とする。 なお、対象となる評定点がない場合は、平均値を65.0点とみなす。	3.0 点	80 点以上	3.0 点
		78 点以上 80 点未満	2.5 点
		76 点以上 78 点未満	2.0 点
		74 点以上 76 点未満	1.5 点
		72 点以上 74 点未満	1.0 点
		72 点未満・対象無し	0 点
イ 企業の施工実績 <u>鋼橋上部製作工事</u> ※を元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上)により評価する。 評価の対象とする工事は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。 ※道路橋又は鉄道橋の上部工事に限る。 なお、「道路橋」の道路は、道路法第3条に規定されているものとする。	3.0 点	箱桁橋の鋼橋上部製作工事の実績有り	3.0 点
		上記以外	0 点
ウ 配置予定技術者の施工経験 <u>鋼橋上部製作工事</u> ※を元請けの主任技術者、監理技術者(特例監理技術者、又は専任特例の場合の監理技術者含む)又は現場代理人として施工した経験(共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上)により評価する。 評価の対象とする工事は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。 ※道路橋又は鉄道橋の上部工事に限る。 なお、「道路橋」の道路は、道路法第3条に規定されているものとする。	4.0 点	箱桁橋の鋼橋上部製作工事の経験有り	4.0 点
		上記以外	0 点
エ 地域内拠点の有無 工事箇所のある地域に本店又は支店等(建設業法に基づく主たる営業所又は営業所に限る)がある場合に評価する。	3.0 点	茨城県内に本店を有する	3.0 点
		茨城県内に支店等を有する	1.5 点
		上記以外	0 点
オ 企業の新規雇用実績 従業員を新たに雇用した実績の有無で評価する。 評価の対象は、令和6年4月1日以降に正規雇用(期間の定めのない雇用契約)した従業員を入札公告日まで3ヶ月以上継続雇用している実績が有る場合とする。 また、評価の対象とする従業員は、入札公告日時点で35歳未満の者とする。 なお、前勤務先が新規雇用した企業と同一である者は評価の対象としない。	1.0 点	雇用実績有り	1.0 点
		雇用実績無し	0 点
カ 若手又は女性技術者の配置 若手又は女性技術者を当該工事における現場代理人又は主任(監理)技術者として配置の有無で評価する。 評価の対象は、入札公告日時点で35歳未満の若手技術者、又は女性技術者とし、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある者とする。	1.0 点	当該業種の主任(監理)技術者の資格を有する若手又は女性技術者を当該工事の主任(監理)技術者又は現場代理人に配置有り	1.0 点
		若手又は女性技術者を現場代理人に配置有り	0.5 点
		若手又は女性技術者の配置無し	0 点
合 計	15.0 点		